

返戻金制度に関する事項

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合は下記の通り紹介手数料を返還するものとする。

（但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。）

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 3 カ月未満の場合：本件報酬の 50%